

協議第12号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて次のとおり提出する。

平成15年 月 日提出

亀山市・関町合併協議会  
会長 田中亮太




協議項目	20 慣行の取扱い	関係項目	
調整の方針	・市章、市の花・木・鳥・獣、市民憲章、表彰規程、都市宣言等については、新市において新たに定める。 ・名誉市民制度については、新市において新たに定める。また、すでにその称号を贈られている名誉市民については、新市において取扱いを検討する。		

平成15年 月 日確認

【提案理由】

慣行（市章や市の花、木等）については、地域イメージや歴史、伝統や地域文化等を表す新市の象徴となるものであることから、新市において制定するものとする。

(協議第12号:20 慣行の取扱い 関係)

項 目	亀 山 市	関 町
市 章	<p>昭和 29 年 11 月 30 日制定</p>  <p>「カメ山」を図案化したもので天、地、人三体の配合は市運の上昇飛躍発展を意味し、全体の円形は円満和合の相を示している。</p>	<p>昭和 47 年 10 月 1 日制定</p>  <p>町名の頭文字である(セ)を図案化したもので昔ながらの交通の要衝と伸びゆく発展を水平線で示し、円で平和と団結の町を象徴している。</p>
市の花、木等の指定	<p>市の花・・・花しょうぶ(昭和 49 年 10 月指定) 市の木・・・モミ(昭和 49 年 10 月指定)</p>	<p>町の花・・・しゃくなげ(昭和 53 年 10 月指定) 町の木・・・スギ(昭和 53 年 10 月指定) 町の鳥・・・キジ(昭和 53 年 10 月指定) 町の獣・・・シカ(昭和 53 年 10 月指定)</p>
イメージキャラクター	<p>該当なし</p>	<p>アスレ</p> 

<p>市民憲章</p>	<p>亀山市市民憲章（平成 13 年 12 月 21 日制定）</p> <p>鈴鹿山のめぐみ 大地と水  守りつづけよう いつまでも  城がみている ふるさとの文化  はばたこう 白鳥のように  すこやかな心とからだ はぐくみ  手をつなぎ 支えあおう人と人  いきいきとした まちに咲かせよう  だれもが ひとつの個の花に  ここは未来への道に であうところ  きずこう明日へ あたらしく</p>	<p>該当なし</p>															
<p>名誉市民</p>	<p>内容</p> <p>郷土の誇りとし、公共の福祉増進、産業及び文化の進展又は、本市の発展に貢献して、その事績卓絶し特に顕著なもので、市民が深く尊敬に値すると認められるものに対し、市長の委嘱する名誉市民推薦審議会の推挙を経て議会の議決によりこれを決定する。</p> <p>名誉市民</p> <table border="0"> <tr> <td>第 1 号</td> <td>昭和 47 年 3 月 18 日</td> <td>服部平義</td> </tr> <tr> <td>第 2 号</td> <td>昭和 51 年 5 月 12 日</td> <td>井野碩哉</td> </tr> <tr> <td>第 3 号</td> <td>昭和 51 年 5 月 12 日</td> <td>衣笠貞之助</td> </tr> <tr> <td>第 4 号</td> <td>昭和 58 年 12 月 24 日</td> <td>服部四郎</td> </tr> <tr> <td>第 5 号</td> <td>平成 11 年 9 月 6 日</td> <td>今井正郎</td> </tr> </table>	第 1 号	昭和 47 年 3 月 18 日	服部平義	第 2 号	昭和 51 年 5 月 12 日	井野碩哉	第 3 号	昭和 51 年 5 月 12 日	衣笠貞之助	第 4 号	昭和 58 年 12 月 24 日	服部四郎	第 5 号	平成 11 年 9 月 6 日	今井正郎	<p>該当なし</p>
第 1 号	昭和 47 年 3 月 18 日	服部平義															
第 2 号	昭和 51 年 5 月 12 日	井野碩哉															
第 3 号	昭和 51 年 5 月 12 日	衣笠貞之助															
第 4 号	昭和 58 年 12 月 24 日	服部四郎															
第 5 号	平成 11 年 9 月 6 日	今井正郎															
<p>表彰</p>	<p>功労表彰  特別表彰</p>	<p>功労表彰  特別表彰</p>															
<p>各種宣言</p>	<p>交通安全都市（昭和 37 年 3 月 12 日議決）  非核平和都市（昭和 60 年 9 月 9 日議決）  人権尊重都市（平成 5 年 9 月 30 日議決）  暴力追放都市（平成 12 年 6 月 21 日議決）</p>	<p>交通安全宣言の町（昭和 37 年 5 月 14 日議決）  人権尊重の町（平成 5 年 9 月 24 日議決）  健康文化と快適なくらしのまち（平成 7 年 9 月 22 日議決）  非核平和の町（平成 9 年 3 月 27 日議決）</p>															

先進事例

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	合併協定書記載内容
篠山市	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	平成11年 4月 1日	<p>(1)町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。</p> <p>(2)宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。</p> <p>(3)各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。</p> <p>(4)各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。</p>
西東京市	田無市、保谷市	平成13年 1月21日	<p>(1)市章は、新市において、調整する。</p> <p>(2)市の木、花、鳥は、新市において、調整する。</p> <p>(3)市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において、調整する。</p>
さぬき市	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	平成14年 4月 1日	<p>(1)市章、市民憲章、市木、市花、市歌及び表彰規定については、新市において新たに定める。</p> <p>(2)各種イベントについては、原則として現行のとおりとするが、新市において調整を図る。</p>
静岡市	静岡市、清水市	平成15年 4月 1日	慣行は、原則として新市において検討するものとする。ただし、従来の実績等を勘案し、新市に引き継ぐべきものについては、新市において継続するものとする。
瑞穂市	瑞穂町、巢南町	平成15年 5月 1日	合併後に検討機関を設け新たに市民憲章、市章、市の花、木、色、鳥、魚、歌を制定するものとする。